

第1章 はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスと抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものです。

2. 扶桑町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

本町では、特措法第8条に基づき、新たに扶桑町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定します。

町行動計画は、国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月策定。以下「政府行動計画」という。）及び愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成25年11月策定。以下「県行動計画」という。）と整合性を保ちつつ、新型インフルエンザ等対策に係る総合的な推進に関する事項、本町が実施すべき措置に関する事項、推進するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項等を定めるものとします。

また、町行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとします。

なお、町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとします。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

3. 町行動計画の見直し

町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じ見直す必要があり、適時適切に町行動計画の変更を行うものとします。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能です。

また、一度新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられるものではありません。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、社会機能にも大きな影響を及ぼします。

よって、新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが罹患するものであり、更には患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合には、医療提供の能力を超えてしまうということを念頭に置きながら、新型インフルエンザ等対策を町民生活の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国や県との連携はもとより、医療機関や事業者と十分に連携・協力を図りながら、次の2点を主たる目的として対策を講じることとします。

●感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。

・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保します。

・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供の能力を超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。

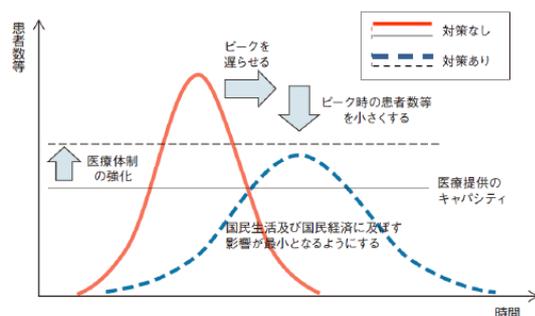
・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

●町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにすること。

・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らします。

・業務継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び社会機能の安定に寄与する業務の維持に努めます。

(対策の効果概念図) 出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画



2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。

そのため、町行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きながら、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

(2) 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や町民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。

(3) 本町の特性に応じた対応

本町は、東海地方の中心都市である名古屋市近郊に位置し、同市圏の郊外住宅地としての機能を有しています。

このような特性から、国内での感染者発生後は、名古屋市等の大都市を中心として、町内でも比較的早期に感染が拡大する可能性が高いと考えられます。

このため、本町のまん延防止対策は、町内での感染者を把握して入院させる等のウイルスを封じ込める対策では大きな効果は期待できないこともあり、町民への新型インフルエンザ等の迅速かつ正確な情報提供及び手洗い・うがいの励行、マスクの早期着用、その他予防方法等の啓発を基本な対応として行います。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び町行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重します。

県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、町民等の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしします。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本としします。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されていますが、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であること等により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意します。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

扶桑町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）及び愛知県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

扶桑町新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する上で、特に

必要と判断する場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請します。

(4) 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害予想等

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

本町の被害想定は、政府行動計画で 1 つの例として想定されたり患者率や致命率等の数値を、本町の人口（平成 26 年 5 月末現在 34,346 人）に当てはめることにより数値を想定します。

ただし、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置きながら対策を検討することが重要です。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等の多くの要素に左右されます。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合が考えられ、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能であることに注意が必要となります。

人的被害の想定

○医療機関を受診する患者数（人口の 25% がり患すると推定した場合）
約 3,503 人～約 6,737 人

○入院患者数及び死亡者数（上限）

・病原性が中程度の場合	入院患者数	約 143 人
	（1 日最大入院患者数	約 27 人）
	死亡者数	約 46 人

・病原性が重度の場合	入院患者数	約 539 人
	（1 日最大入院患者数	約 108 人）
	死亡者数	約 172 人

※これらの推計の基となる国の推定は、医療機関を受診する患者数につ

いては、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いており、入院患者数及び死者数については、アジアインフルエンザ等を参考に中程度の致命率0.53%、スペインインフルエンザを参考に重度の致命率2.0%として推計しています。

※また、この想定では新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに注意する必要があります。

※国の被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的見地が十分と言えないことから、引き続き最新の科学的見地の収集に努め、必要に応じて見直しを行います。

*なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難ですが、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなります。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要があります。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論がありますが、以下のような影響が一つの例として想定されます。

- ・ 町民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患し、り患した者の大部分は、1週間から10日間程度で治癒し（免疫を得て）、職場に復帰できるようになります。
- ・ ピーク時（約2週間）にり患した者が職場等を欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられますが、むしろ家族の世話、看護（保育園、学校等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など）等のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込む場合、ピーク時（約2週間）には最大40%程度欠勤する者がいるケースが想定されます。

5. 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で、基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

- ・医薬品の調査・研究の推進
- ・諸外国との国際的な連携の確保

(2) 愛知県、扶桑町等の役割

愛知県及び扶桑町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

ア. 愛知県

愛知県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關し的確に判断し対応します。

イ. 扶桑町

扶桑町は、町民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に關し、国及び県の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。

また、対策の実施に当たっては、県や近隣自治体と緊密な連携を図ります。

ウ. 町指定管理者

町の施設を管理運営する指定管理者は、感染拡大の防止を図るため、感染対策の実施等を積極的に行うこととします。

特に不特定多数の者が集まる事業が行われる場合は、感染予防に十分な配慮を行うこととします。

また、対策本部の方針に基づき、利用者に対し、事業の縮小や自粛を積極的に求めることが必要とされます。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を県等とともに推進することが求められます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するた

め、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努めます。

(4) 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

(5) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

(6) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められます。

(7) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベ

ルでの対策を実施するよう努めます。

6. 町行動計画の主要6項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。」及び「町民生活及び社会機能に及ぼす影響が最小となるようにすること。」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について立案することとします。

なお、各項目の対策については、発生段階ごとに記載しますが、横断的な留意点等については以下のとおりです。

(1) 実施体制

関係機関と連携をとりながら、発生した事態やその後に発生が予測される事態に適切に対応するための体制を発生段階ごとに以下の区分により整理します。

- ・ 新型インフルエンザ等対策行動計画
- ・ 対策本部等の設置
- ・ 基本的対処方針と情報共有

(2) サーベイランス・情報収集

発生状況の把握及び対策を講じるために必要な情報の入手を以下の区分により整理します。

- ・ 国内外の情報収集
- ・ 学校等・医療機関での感染状況の把握

(3) 情報提供・共有

発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行うとともに、「新型インフルエンザ等に関する相談窓口」を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容にも対応できる体制を整えます。また、対策を以下の区分により記載します。

- ・ 町民等への感染対策情報の提供
- ・ 学校等への感染対策情報の提供
- ・ 新型インフルエンザ等相談窓口
- ・ 緊急事態宣言

(4) 予防・まん延防止

流行のピークをできるだけ遅らせることにより体制の整備を図るための時間を確保する等を目的として、個人・地域・職場等における感染対策、特定接種・住民接種の実施等のまん延防止対策を行います。また、対策を以下の区分により記載します。

- ・物資等の備蓄
- ・公共施設での感染対策
- ・事業所での感染対策
- ・学校・保育園等の臨時休業
- ・施設の利用制限
- ・集会・不要不急の外出の自粛
- ・集客を伴う事業活動の自粛
- ・予防接種

(5) 医療

適切な医療の提供により、健康被害を最小限とし、社会・経済活動への影響を最小限に抑えます。また、対策を以下の区分により記載します。

- ・医療機関との連携
- ・医療機関及び利用者への情報提供

(6) 町民生活及び社会機能の安定の確保

本人や家族のり患等により、町民生活及び社会機能の大幅な縮小と停滞を招くおそれがあり、この影響を最小限に抑えられるよう、国、地方公共団体、医療機関、事業者等が連携して対策を講じます。また、対策を以下の区分により記載します。

- ・生活必需品等の安定確保
- ・要援護者への生活支援
- ・行政機能の業務継続
- ・事業活動の業務継続
- ・一時的な遺体安置場所の確保

7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておくことが必要です。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発

生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類しています。国全体での発生段階の移行については、WHOの新型インフルエンザにおける警戒フェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定します。

県における発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に医療提供や感染対策等について、柔軟に対応する必要があることから、その移行については、必要に応じて国と協議の上、愛知県が判断します。

本町では、国及び愛知県が定める発生段階に応じて、町行動計画で定められた新型インフルエンザ等対策を実施するものとします。

なお、発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、発生段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意しなければなりません。

8. 実施体制

(1) 対策の推進体制

国内や海外において、新型インフルエンザ等の感染者が発生又は感染が拡大するおそれがある場合に、感染拡大防止の対応を実施するための体制として、特措法に基づかない任意の対策本部を設置します。

また、緊急事態宣言後は、特措法に基づき町対策本部を設置します。

対策本部は、対策の方針及び具体的な対策のうち、町民生活に大きな影響を及ぼす重要事項について審議・決定を行います。

対策本部は、本部長（町長）が副本部長、本部員を招集して組織します。

また、対策本部は、必要に応じ、国等の職員、尾北医師会会長らの意見を求め、情報交換及び連絡調整を円滑に実施します。

新型インフルエンザ等の発生は、風水害、地震等の災害、国民保護の武力攻撃事態の発生と同様に、全庁一丸で対応しなければならない緊急非常事態です。

よって、対策本部を構成する職員のみならず、町職員全員が通常業務に優先して事態に対処します。

(2) 対策本部の構成、役割等

対策本部の構成、役割等は次のとおりです。

扶桑町新型インフルエンザ等対策本部

設置段階	海外発生期・県内未発生期・県内発生早期・県内感染期・小康期 (緊急事態宣言が行われた場合は、特措法に基づく町対策本部を設置。)
構成	本部長：町長 副本部長：副町長 本部員：教育長、丹羽広域事務組合消防長、総務部長、生活安全部長、健康福祉部長、産業建設部長、議会事務局長、教育次長
役割	<p>新型インフルエンザ等に関する報告と対策の方針案（特に重要な事項）を受け、実施の決定と必要な指示、命令を行います。</p> <p>(1) 町内公共施設の閉鎖、利用制限、町の行事の中止、延期等の決定等</p> <p>(2) 町職員の勤務体制の見直し</p> <p>(3) 新型インフルエンザ等対策の予算措置の決定</p> <p>(4) 臨時的な診療場所開設の決定（町内公共施設等）</p> <p>(5) その他重要事項の決定</p> <p>*重要事項であっても、緊急対応が必要な場合については、町長と協議の上、対策本部へ事後報告することができるものとします。</p>
事務局	健康推進課

9. 各部局の主な役割

新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために各部局が連携をとりながら、扶桑町地域防災計画に準じた全庁的な取組を行います。

各部等に共通する主な役割については以下のとおりです。

なお、発生段階別に各課等が感染拡大状況に応じて実施する具体的な対策は、後述の「Ⅲ各発生段階における対策」に記載します。

町部局の主な役割

部局名	主な役割
共 通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部から所管する事務として命ぜられる事務の実施に関する こと。 ・ 所属する町施設等に関する感染対策の徹底及び機能維持・縮小の要 請等に関すること。 ・ 県内感染期等における関係団体等への活動の継続又は自粛要請等 に関すること。 ・ 県内感染期等における町の業務の維持継続に関すること。 ・ 関係機関との連携・調整に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。 ・ 各部間の応援（職員・車両等）に関すること。
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報の統括に関すること。 ・ 関連情報の発表に関わる総合調整に関すること。 ・ 職員の健康管理及び感染対策に関すること。 ・ 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。 ・ 職員の勤務体制に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言の伝達及び町民の外出自粛要 請に関すること。 ・ 各部間の総合調整及び統制に関すること。 ・ 車両の調達等、対策本部機能維持のための必要な資機材に関す ること。 ・ 活動人員に対する食料品や飲料水等の提供に関すること。 ・ 丹羽広域事務組合消防本部との連絡及び調整に関すること。 ・ 諸団体（自主防災組織、町民団体、自治会）への協力要請に関す ること。
生活安全部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時的な遺体の安置所の開設に関すること。 ・ 身元不明の遺体の収容並びに埋火葬に関すること。 ・ 野鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥の 検査等への協力及び処分等に関すること。 ・ 廃棄物（ごみ、し尿）の収集、運搬に関すること。 ・ 資源の使用抑制、ごみの排出規制に関すること。
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染 対策、医療機関受診方法等の普及啓発に関すること。 ・ 対策本部の設置及び運営に関すること。 ・ 介護保険施設等及び福祉施設での感染対策に関する啓発及び情報

	<p>提供に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険施設等及び福祉施設でのインフルエンザ患者の集団的な発生の把握に関すること。 ・要援護者（ひとり暮らし高齢者・障がい者世帯）等の支援に関すること。 ・福祉サービスの継続利用に関すること。 ・ボランティア等の受け入れに関すること。 ・緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 ・保健所との連携に関すること。 ・医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連携調整に関すること。 ・町内医療機関での新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）の受診状況の把握に関すること。 ・新型インフルエンザ等に係る相談窓口の設置等に関すること。 ・感染防止に関する必要な医薬品・医療資機材の調達に関すること。 ・プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの予防接種に関すること。 ・要援護者（妊産婦・乳幼児）等への支援に関すること。 ・町行動計画の策定、見直しに関すること。 ・県や他の地方自治体への応援等の措置に関すること。
産業建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所（者）への情報提供及び連絡・調整に関すること。 ・企業活動の縮小要請に関すること。 ・水道等のライフライン事業者への業務継続の要請に関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における感染対策に関する啓発及び情報提供に関すること。 ・小中学校でのインフルエンザ患者の集団的な発生の把握に関すること。 ・小中学校の臨時休業に関すること。 ・保育園等の感染対策に関すること。 ・保育園等の業務継続、臨時休園等に関すること。

第3章 各発生段階における対策

本章では、発生段階ごとに、新型インフルエンザ等対策の目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載します。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は発

生段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、発生段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し実施します。

1. 未発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生に備えて、全庁的な体制の整備を行います。 ・ 新型インフルエンザ等情報の早期確認に努めます。 ・ 町民への正しい知識を普及啓発します。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進します。 ・ 継続的に新型インフルエンザ等の情報を把握します。 ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民への継続的な情報提供を行います。

(1) 実施体制

～新型インフルエンザ等対策行動計画～

① 町行動計画の策定、見直し

町は、特措法の規定に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行います。(健康推進課)

～対策本部等の設置～

② 疑い例発生時の体制

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、速やかに、情報の集約・共有・分析を行うとともに政府の初動対処方針を確認し、県と連携して、必要な対策を講じます。(健康推進課)

③ 実施体制の整備及び国・県等との連携強化

町は、国、県等との連携を強化し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、研修会への参加、訓練を実施します。(健康推進課)

(2) サーベイランス・情報収集

～国内外の情報収集～

① 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び愛知県、江南保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。(健康推進課)

～学校等・医療機関での感染状況の把握～

② 学校等での季節性インフルエンザ発生状況の把握

町は、学校等における季節性インフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大等の情報を早期に把握するよう努めます。(学校教育課、こども課、健康推進課)

(3) 情報提供・共有

～町民等への感染対策情報の提供～

① 基礎知識、感染対策の情報提供

町は、町民(特に、園児、児童生徒及びその保護者、基礎疾患患者等の重症化が予測される対象者)に対し、平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及びマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の通常の季節性インフルエンザに対して実施すべき個人レベルの感染対策について感染症予防策の普及を図ります。(学校教育課、こども課、健康推進課)

② 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は、町民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談窓口」の設置の準備を開始します。(健康推進課)

(4) 予防・まん延防止

～物資等の備蓄～

① 物資及び医薬品等の備蓄

町は、消毒液、マスク等の備蓄及び業務に従事する職員の感染予防のための感染防護服の整備を開始します。(健康推進課)

～予防接種～

② 予防接種の準備

町は、国及び県の協力を得ながら、原則として集団的接種により、町の区域内に居住する者に対し、速やかに、ワクチンを接種することができるための体制の準備を開始します。(健康推進課)

(5) 医療

～医療機関との連携～

① 地域医療体制の整備

町は、保健所を中心として、原則、二次医療圏等の圏域を単位とする対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進します。(健康推進課)

～医療機関及び利用者への情報提供～

② 医療機関受診情報の周知

町は、町民が新型インフルエンザ等に感染した場合の医療機関への受診方法について周知の準備を行う。(健康推進課)

(6) 町民生活及び社会機能の安定の確保

～生活必需品等の安定確保～

① 平常時からの取組の周知

町は、町民に、新型インフルエンザ等発生時における社会機能の安定に向けて、平常時から次の取組等を心掛けるよう周知する。

- ・食料品や生活必需品等の備蓄を行うこと。(防災安全課)
- ・通常のごみ収集回数等の維持が困難となることが予想されるため、ごみの排出抑制に努めること。(環境課)

～要援護者への生活支援～

② 要援護者の把握

町は、ひとり暮らし高齢者、障害者世帯等の新型インフルエンザ等の感染で生活に支障をきたすリスクの高い世帯(要援護者等)の把握に努めます。(長寿介護課、福祉課)

～行政機能の業務継続～

③ 行政機能の維持

町は、行政機能の維持に向け、町職員の勤務体制、業務の維持及び応援体制についての計画の作成を開始します。(秘書企画課)

～一時的な遺体安置場所の確保～

④ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保のための準備を、県の支援を受けて開始します。(環境課)

2. 海外発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生に備えて体制の整備を行います。 ・愛知県、町内における新型インフルエンザ等の発生状況を早期に確認するよう努めます。 ・相談窓口の設置、的確な情報提供等、町民への不安の緩和対策を実施します。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国内発生した場合に早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化します。 ・海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、的確な情報提供を行い、町民、医療機関、事業者に準備を促します。 ・新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設置するとともに、町民の不安、混乱を緩和するため、正しい情報の提供に努めます。

(1) 実施体制

国内発生に備え、実施体制を強化します。

～対策本部等の設置～

① 感染拡大による任意の対策本部等の設置

町は、海外での感染拡大の状況に応じて、町行動計画に基づいた具体的対策の実施について協議するとともに、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。

また、必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部を設置し、会議の方針を決定します。(健康推進課)

② 県対策本部等の設置による任意の対策本部等の設置

町は、WHOによる新型インフルエンザにおける警戒フェーズ移行又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生の公表等、海外での感染が拡大することにより、政府対策本部、県対策本部が設置された場合は、特措法に基づかない任意の対策本部を設置します。(健康推進課)

～基本的対処方針と情報共有～

③ 基本的対処方針等に基づく措置の実施

町は、対策本部会議を開催し、県対策本部、江南保健所、医療機関等

の関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、国が定める海外発生期の基本的対処方針等に基づき、協議、決定し、必要な措置を行います。(健康推進課)

(2) サーベイランス・情報収集

～国内外の情報収集～

① 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、江南保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。(健康推進課)

～学校等・医療機関での感染状況の把握～

② 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、必要に応じて、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の発生状況を把握するよう努めます。(学校教育課、福祉課、子ども課、長寿介護課)

③ 新型インフルエンザ等患者の把握

町は、尾北医師会及び江南保健所と連携し、町内で新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を受診した場合の届出等、対応方法の調整を開始します。(健康推進課)

(3) 情報提供・共有

～町民等への感染対策情報の提供～

① 感染予防、医療機関受診方法等の周知

町は、新型インフルエンザ等の国内発生に備え、医療機関への受診方法等の情報を広報、ホームページ、チラシ等を通じて周知します。(健康推進課、秘書企画課)

～学校等への感染対策情報の提供～

② 学校等への感染対策情報等の提供

町は、小中学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設等へ、新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策について情報を提供します。(学校教育課、福祉課、子ども課、長寿介護課)

～新型インフルエンザ等相談窓口～

③ 新型インフルエンザ等相談窓口の設置

町は、町民からの問い合わせに対応する「新型インフルエンザ等相談

窓口」を設置し、窓口や電話での感染症に関する相談の体制を確保します。(健康推進課)

(4) 予防・まん延防止

～物資等の備蓄～

① まん延防止対策物品等の備蓄

町は、まん延防止対策物品等（マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等）の備蓄の補充を進めます。

また、必要に応じて、医薬品等の供給について協力を要請します。(健康推進課)

～公共施設での感染対策～

② 公共施設での感染対策

町は、新型インフルエンザ等の国内発生以降に備え、公共施設での町職員の感染対策の検討を開始します。(健康推進課)

③ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者及び町職員に対し、感染対策（手洗い・うがいの励行、マスクの早期着用、その他の予防方法等）の啓発を行います。(健康推進課)

～事業所での感染対策～

④ 事業所への感染対策の啓発

町は、新型インフルエンザ等の国内発生以降に備え、事業所への感染対策及び連携体制について町商工会と調整するとともに、ホームページ等で感染対策の啓発に努めます。(都市政策課、健康推進課)

～予防接種～

⑤ 予防接種の実施

町は、関係者の協力を得て、具体的な住民接種を行うための接種体制の構築の準備を実施するとともに、その接種に関する情報の提供を開始します。

また、国と連携し、本町の地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を実施します。(健康推進課)

(5) 医療

～医療機関及び利用者への情報提供～

① 医療機関利用者への感染対策の啓発

町は、医療機関利用者に対し、感染対策の啓発を実施します。(健康推進

課)

② 医療機関等への情報提供

町は、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。

また、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、医療機関への受診方法等の情報を広報、チラシ、ホームページ等で周知します。(健康推進課)

(6) 町民生活及び社会機能の安定の確保

～生活必需品等の安定確保～

① 個人が取り組むべき対策の周知

町は、新型インフルエンザ等の国内発生時における社会機能の維持に向けて、引き続き食料品の備蓄等個人が行う対策に取り組むよう周知を図ります。(防災安全課)

～要援護者への生活支援～

② 要援護者への感染対策の啓発

町は、ひとり暮らし高齢者、障害者世帯等に民生委員児童委員等を通じて、新型インフルエンザ等の感染対策の啓発を行います。(長寿介護課、福祉課)

③ 町内流行期に備えた要援護者への具体的支援

町は、ひとり暮らし高齢者、障害者世帯、妊産婦、乳幼児等への生活支援、搬送が必要な方への具体的支援について、必要に応じた見直しを行います。(長寿介護課、福祉課、健康推進課)

～行政機能の業務継続～

④ 行政機能の維持

町は、行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の遂行を調整し、行政サービス継続方針の検討を開始します。(秘書企画課)

～一時的な遺体安置場所の確保～

⑤ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、一時的な遺体安置場所を確保できるよう県の支援を受けて準備を開始します。(環境課)

3. 県内未発生期～県内発生早期

状態	<p>県内未発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、愛知県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 ・国内では、国内発生早期又は国内感染期にある状態 <p>県内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、愛知県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態 ・国内では、国内発生早期又は国内感染期にある状態 (国内発生早期) <p>①国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態にあります。</p> <p>②国内でも、地域によって状況が異なる可能性があります。 (国内感染期)</p> <p>①国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態にあります。</p> <p>②感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。</p> <p>③国内でも、地域によって状況が異なる可能性があります。</p>
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・町内発生の早期発見に努めます。 ・町内発生に備えて体制の整備を行います。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・町内及び愛知県内発生に備え、原則として、海外発生期の対策を継続します。 ・国内発生、流行拡大に伴い、国が定める基本的対処方針等について必要な対応を行います。

(1) 実施体制

～対策本部等の設置～

① 感染拡大による任意の対策本部等の設置

町は、国内の感染拡大の状況により、特措法に基づかない任意の対策本部を設置し、対策の方針決定及び必要な対策を講じます。(健康推進課)

② 緊急事態宣言による特措法に基づく対策本部への移行

町は、県内又は町内で新型インフルエンザ等患者が確認されていない場合であっても、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、任意の対策本部から特措法に基づく対策本部に、速やかに移行します。(健康推進課)

～基本的対処方針と情報共有～

③ 基本的対処方針等に基づく措置の実施

町は、対策本部を開催し、県対策本部、江南保健所、医療機関等の関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、国が定める国内発生早期又は国内感染期の基本的対処方針等に基づき、協議、決定し、必要な措置を行います。（健康推進課）

④ 対策本部等での情報の共有

町は、対策本部において、国内の感染情報等の共有化を図り、町行動計画の具体的実施について協議し、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。（健康推進課）

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

- 1 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- 2 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- 3 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、公示された区域に関わらず、速やかに市町村対策本部を設置する。

（出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画）

(2) サーベイランス・情報収集

～国内外の情報収集～

① 国内外の情報収集

町は、引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、江南保健所等からの国内外発生情報を収集し、対策本部に提供し、発生の動向を共有します。（健康推進課）

～学校等・医療機関での感染状況の把握～

② 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、新型インフルエンザ等の町内発生を早期に探知するため、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者（疑われる患者を含む。）の把握に努めます。（学校教育課、子ども課、福祉課、長寿介護課）

③ インフルエンザ患者受診状況の把握

町は、尾北医師会と連携し、町内での新型インフルエンザ等患者の感染拡大に備えます。(健康推進課)

(3) 情報提供・共有

～町民等への感染対策情報の提供～

① 感染対策、感染者の受診方法等の周知

町は、新型インフルエンザ等患者の町内発生に備え、町民に対し、マスク着用等の感染対策、疑わしい症状がある場合の相談先、医療機関受診方法等の情報を継続して提供します。(健康推進課)

② 正確な情報、正しい知識の周知

町は、新型インフルエンザ等患者の町内発生に備え、ホームページ等で、国内の新型インフルエンザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知します。(健康推進課)

～学校等への感染対策情報の提供～

③ 学校等への感染対策情報等の提供

町は、小中学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設等に対し、新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策について情報を提供します。(学校教育課、子ども課、福祉課、長寿介護課)

～新型インフルエンザ等相談窓口～

④ 新型インフルエンザ等相談窓口での対応

町は、引き続き、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置します。また、町民等からの相談が増加した場合は、必要に応じて相談窓口の体制を充実・強化します。(健康推進課)

～緊急事態宣言～

⑤ 町民等への緊急事態宣言の伝達

町は、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その情報を広報、ホームページ、チラシ等により町民等に提供します。(秘書企画課、健康推進課、防災安全課)

(4) 予防・まん延防止

～物資等の備蓄～

① まん延防止対策物品等の備蓄

町は、必要に応じて、まん延防止対策物品等(マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等)の備蓄の補充を進めます。また、必要に応じて、県との連携のもと、医薬品等について適切に供

給されるよう協力を要請します。(健康推進課)

～公共施設での感染対策～

② 公共施設での感染対策

町は、必要に応じて、公共施設での窓口対応職員のマスク着用、手指消毒液の設置、手洗い等の掲示及び室内換気等の感染対策を指導します。(健康推進課)

③ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者及び町職員に、咳エチケット、手洗い、うがい等の励行を指導します。(健康推進課)

～事業所での感染対策～

④ 事業所への感染対策の徹底

町は、ホームページ及び町商工会を通じて、事務所への感染対策の徹底の啓発を行います。(都市政策課、健康推進課)

～学校・保育園等の臨時休業～

⑤ 学校保健安全法に基づく学校の臨時休業

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖)を適切に実施します。(学校教育課)

⑥ 学級閉鎖、休園等の手順の周知

町は、小中学校の学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖及び保育園、放課後児童クラブ等の休園等それぞれの目安の提示と実施手順を周知します。(学校教育課、子ども課)

⑦ 施設利用の制限の検討

町は、状況に応じて、対策本部において、公共施設の利用制限の検討を行います。(公共施設管理所管課)

～集会・不要不急の外出の自粛～

⑧ 不要不急の外出の自粛検討の周知

町は、状況に応じて、新型インフルエンザ等の国内外の発生地域での不特定多数の集まる活動への参加や不要不急の外出について、感染対策を徹底するとともに、必要な場合は自粛も検討するよう町民等に周知します。(健康推進課)

⑨ 集会等の感染対策の徹底及び自粛検討の周知

町は、状況に応じて、町民等に対し、感染拡大防止のため、不特定多数の町民等が参加する集会等の各種事業について、感染対策を徹底するとともに、必要な場合は自粛も検討するよう周知します。(健康推進課、町指定管理者)

⑩ 町主催事業等の延期の検討

町は、状況に応じて、不特定多数の町民等が参加する町主催事業等の延期又は中止について検討します。(健康推進課、町指定管理者)

～集客を伴う事業活動の自粛～

⑪ 集客を伴う事業者へ感染対策徹底の要請等

町は、状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者に対して、感染対策の徹底を呼びかけます。(都市政策課)

～予防接種～

⑫ 住民接種の実施

町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

また、緊急事態が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項に規定する臨時の予防接種を実施します。(健康推進課)

⑬ 特定接種の実施

町は、引き続き、国と連携し、本町の地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を実施します。(健康推進課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

1 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

(1) 県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位等)とすることが考えられる。

(2) 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(3) 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じ

ず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 市町村は、住民接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画)

(5) 医療

～医療機関との連携～

① 医療機関との連携による医療体制

町は、医療機関と連携し、医療体制や患者搬送について、統一された体制がとれるよう調整を開始します。(健康推進課)

～医療機関及び利用者への情報提供～

② 医療機関への受診方法等の周知

町は、帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来、医療機関への受診方法等の情報を広報、チラシ、ホームページ等で周知します。(健康推進課)

③ 医療機関等への情報提供

町は、引き続き、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。(健康推進課)

(6) 町民生活及び社会機能の安定の確保

～生活必需品等の安定確保～

① 食料品、生活必需品等の買占め、売り惜しみの防止

町は、国及び県と連携し、町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たって、消費者としての適切な行動をとるよう呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう啓発します。(都市政策課)

～要援護者への生活支援～

② 要援護者への具体的支援

町は、ひとり暮らし高齢者、障害者世帯、妊産婦、乳幼児、新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者等への具体的支援について、対応方法を確認するとともに、必要に応じて見直しを行います。

また、生活必需品の配布等について検討します。(長寿介護課、健康推進課、福祉課)

～行政機能の業務継続～

③ 町職員の感染者の把握

町は、町職員の感染者を把握します。(秘書企画課)

～一時的な遺体安置場所の確保～

④ 一時的な遺体安置場所の確保

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。

また、火葬場の火葬能力に応じて、一時的な遺体安置場所として準備している施設において、一時的な遺体の保存を適切に行うための準備を開始します。(環境課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

1 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。

2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。

4 緊急物資の運送等

(1) 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。

(2) 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。

(3) 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。

5 生活関連物資等の価格の安定等

県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

6 犯罪の予防・取締り

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。

(出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画)

4. 県内感染期

状態	<ul style="list-style-type: none">・愛知県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含みます。）・国内は、国内感染期にある状態（愛知県以外の都道府県では、県内未発生期又は県内発生早期の場合が想定されます。）
----	--

目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制を維持します。 ・健康被害を最小限に抑えます。 ・町民生活及び社会機能への影響を最小限に抑えます。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えます。 ・地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行います。 ・状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。 ・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。 ・医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめます。 ・欠勤者の増大が予測されますが、町民生活及び社会機能への影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。 ・医療機関受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、速やかに、実施します。 ・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1) 実施体制

～対策本部等の設置～

① 県や他の地方自治体への応援等の措置の活用

町は、緊急事態宣言がされ、町が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく県や他の地方自治体による代行、応援等の措置の活用を行います。(健康推進課)

～基本的対処方針と情報共有～

② 基本的対処方針等に基づく措置の実施

町は、緊急事態宣言が行われた場合に、対策本部を開催し、県対策本部、江南保健所、医療機関等の関係機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について、

国が定める国内感染期の基本的対処方針等に基づき、協議、決定し、必要な措置を行います。(健康推進課)

③ 対策本部等での情報の共有

町は、対策本部において、国内、県内及び町内での急速な感染拡大等に関する感染情報の共有化を図り、町行動計画の具体的実施について協議し、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。(健康推進課)

④ 外部関係機関との情報交換と情報の集約

町は、外部の関係機関と情報交換を行い、速やかに、入手した情報を対策本部へ報告する。(健康推進課)

(2) サーベイランス・情報収集

～国内外の情報収集～

① 国内等及び町内の情報収集

町は、引き続き、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、江南保健所、町内の学校や医療機関等からの国内、県内及び町内での発生情報を収集し、対策本部に提供し、発生の変向を共有します。(健康推進課)

～学校等・医療機関での感染状況の把握～

② 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握

町は、新型インフルエンザ等の町内での感染拡大の状況を探知するため、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者(疑われる患者を含む。)の集団的発生状況を把握します。(学校教育課、子ども課、福祉課、長寿介護課)

(3) 情報提供・共有

～町民等への感染対策情報の提供～

① 感染対策の強力な啓発

町は、町内で急速に拡大する新型インフルエンザ等患者の発生に対処するため、町民、事業所、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。(健康推進課、都市政策課、学校教育課、子ども課、長寿介護課、福祉課)

② 正確な情報、正しい知識の周知

町は、町内で急速に拡大する新型インフルエンザ等患者の発生に対処するため、ホームページ等で、国内、県内及び町内の新型インフルエン

ザ等の発生状況、対応措置についての情報を提供し、正確な情報や正しい感染対策等に基づき行動するよう周知します。(秘書企画課、健康推進課)

～学校等への感染対策情報の提供～

③ 学校等への町内感染情報等の提供

町は、引き続き、小中学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設等に対し、新型インフルエンザ等の国内、県内及び町内の感染情報を提供します。(学校教育課、子ども課、福祉課、長寿介護課)

～新型インフルエンザ等相談窓口～

④ 新型インフルエンザ等相談窓口の体制強化

町は、引き続き、町民からの問い合わせに対応できるよう相談体制を柔軟に見直す等、「新型インフルエンザ等相談窓口」の体制を充実・強化します。(健康推進課)

～緊急事態宣言～

⑤ 町長からの緊急事態宣言

町は、感染被害の状況によって、広報、ホームページ、チラシ等を用いて、町長から緊急事態宣言を行い、感染対策の徹底や、落ち着いて正確な情報に基づき行動するよう啓発・注意喚起を行います。

ただし、国により、緊急事態宣言が行われた場合は、速やかに、その内容を町民に伝達し、必要な対策を講じます。(健康推進課)

(4) 予防・まん延防止

～物資等の備蓄～

① まん延防止対策物品等の備蓄

町は、物品等の使用状況に応じて、まん延防止対策物品等(マスク、手指消毒液、ゴーグル、感染防護衣セット、生活必需品等)の備蓄の補充を進めます。

また、必要に応じて、県との連携のもと、医薬品等について適切に供給されるよう協力を要請します。(健康推進課)

～公共施設での感染対策～

② 公共施設での感染対策の徹底

町は、公共施設での窓口対応職員のマスク着用、手指消毒液の設置、手洗い等の掲示及び室内換気等の実施を徹底します。(健康推進課)

③ 公共施設利用者等への感染対策の啓発

町は、公共施設利用者及び町職員に、咳エチケット、手洗い、うがい等の励行の指導等を徹底します。(健康推進課)

～事業所での感染対策～

④ 事業所での健康管理、感染対策の徹底

町は、ホームページ及び町商工会を通じて、事務所に対し、職場における感染対策の徹底を要請するとともに感染症の症状の認められた従業員の健康管理及び医療機関受診の徹底を呼びかけます。(都市政策課、健康推進課)

～学校・保育園等の臨時休業～

⑤ 学校保健安全法に基づく学校の臨時休業

小中学校は、児童生徒の感染拡大を防止するため、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく学校の臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、学校閉鎖)を適切に実施します。(学校教育課)

⑥ 保育園等の休園への対応

町は、県の要請、感染拡大の状況及び小学校の臨時休業の状況により、対策本部において、保育園等を休園とする決定を行います。

ただし、対策本部は、関係機関と調整の上、状況によっては、徹底した感染対策の実施により運営を継続します。(子ども課、健康推進課)

⑦ 福祉施設等の業務継続、臨時休業の要請

町は、福祉施設、介護保険サービス事業者等に対して、施設内での感染対策を徹底し、業務を継続するよう協力を呼びかけます。

また、県の要請又は状況に応じて、対策本部は関係機関と調整の上、施設管理者に対し、臨時休業を呼びかけます。(長寿介護課、福祉課)

⑧ 介護保険サービス事業者休業時の代替サービス

町は、介護保険サービス事業者等の休業があった場合の代替サービスの提供について、介護支援専門員及び地域包括支援センターに協力を呼びかけます。(長寿介護課)

～施設の利用制限～

⑨ 公共施設の使用中止の決定

町は、県の要請又は状況に応じて、対策本部において、利用者の感染対策の確保及び行政機能を維持するため、一部の町の公共施設の使用を中止させ、施設を臨時休業とする決定を行います。(公共施設管理所管課、町指定管理者)

～集会・不要不急の外出の自粛～

⑩ 不要不急の外出の強力な自粛要請

町は、県の要請又は状況に応じて、不要不急の外出を控えるよう、町民等に強く呼びかけます。(健康推進課)

⑪ 集会等の感染対策の徹底及び中止等の要請

町は、不特定多数の町民等が参加する集会等を開催する場合は、感染対策を徹底するよう町民等に呼びかけます。また、県の要請又は状況によっては、中止又は延期を呼びかけます。(健康推進課、町指定管理者)

⑫ 町主催事業等の延期、中止等の決定

町は、県の要請又は状況に応じて、対策本部において町主催事業等の開催、中止、延期、開催方法の変更等を協議の上、決定し、関係者に対して、速やかに、通知します。(健康推進課、町指定管理者)

～集客を伴う事業活動の自粛～

⑬ 集客を伴う事業活動の自粛要請

町は、県の要請又は状況に応じて、不特定多数の集客を行う事業者等に事業活動の自粛を呼びかけます。(環境産業課)

～予防接種～

⑭ 住民接種の実施

町は、緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づき、新臨時接種を進めます。

また、緊急事態宣言がされている場合は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を行います。(健康推進課)

⑮ 特定接種の実施

町は、引き続き、国と連携し、本町の地方公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本とし、本人の同意を得て特定接種を実施します。(健康推進課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

県は、緊急事態宣言がされている場合には、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- 1 県は、特措法第45条第1項に基づき、県民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。
- 2 県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じない学校・保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに

限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- 3 県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(出典:愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画)

(5) 医療

～医療機関との連携～

① 医療体制及び患者搬送体制の確認

町は、急速に増加する新型インフルエンザ等患者に対処するため、県対策本部、江南保健所、尾北医師会及び丹羽広域事務組合消防本部に、医療体制及び患者搬送体制を確認します。(健康推進課)

② 集中診療体制の整備及び臨時的診療場所の確保

町は、必要に応じて、江南保健所、尾北医師会と調整の上、集中診療体制を整備します。また、患者が大規模に発生する等、状況に応じて体育館等の公共施設を臨時的に診療場所とすることを検討します。(健康推進課)

～医療機関及び利用者への情報提供～

③ 帰国者・接触者外来中止及び受診方法変更の周知

町は、江南保健所からの指示により帰国者・接触者外来が中止される場合は、直ちに受診方法の変更を町民に周知します。(健康推進課)

④ 医療機関等への情報提供

町は、引き続き、国及び県を通じて提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供します。(健康推進課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

県は、緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

- 1 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる（特措法第47条）。
- 2 県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第10条）等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置（特措法第48条第1項及び第2項（保健所設置市以外の市町村も状況によっては設置する。))し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

（出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画）

（6）町民生活及び社会機能の安定の確保

～生活必需品等の安定確保～

① 生活必需品等を提供する事業者への業務継続の要請

町は、食料品又は生活必需品の確保・供給に関する事業者に対し、業務継続を呼びかけます。（都市政策課）

～要援護者への生活支援～

② 要援護者への生活支援等の実施

町は、関係機関、団体等の協力を得ながら在宅で療養している要援護者（ひとり暮らし高齢者、障害者世帯、妊産婦、乳幼児及び新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者）に必要なに応じて、次の支援を行います。（長寿介護課、健康推進課、福祉課）

- ・巡回による見守り
- ・往診・訪問看護
- ・食料品、生活必需品の提供
- ・医療機関への移送
- ・その他

～行政機能の業務継続～

③ 町職員の感染者の把握

町は、引き続き、町職員の感染者を把握するとともに、町職員の感染拡大の状況に応じて、必要な場合は、部内等の職員配置体制の見直しを行います。（秘書企画課）

④ 行政機能の縮小継続と勤務体制の確保

町は、町民生活及び社会機能の安定に重要な行政機能を維持するため、町職員の勤務体制及び業務の執行を調整し、一部の行政サービスを縮小して、行政機能を継続・維持します。(秘書企画課)

～事業活動の業務継続～

⑤ 電気、ガス、水道等の業務継続依頼

町は、必要に応じて、電気、ガス、水道等のライフライン事業者に、業務継続の協力依頼を行います。(土木農政課、下水道課)

⑥ ごみ収集業務の継続

町は、ごみ収集処理業務について、従業者の多数罹患により通常業務が困難な場合は、収集回数を減らす等の対応により業務を継続します。また、広報、ホームページ等で事前に周知します。(環境課)

⑦ 学校給食の中止の決定

町は、給食センター調理員の感染者拡大により、調理業務の実施が困難と予想される場合は、教育委員会と協議の上、給食中止の決定を行います。(学校教育課)

～一時的な遺体安置場所の確保～

⑧ 一時的な遺体安置場所の確保と対応

町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めます。

また、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、一時的な遺体安置場所を直ちに確保するとともに、併せて遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保し、遺体の保存を適切に行うものとします。(環境課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。

1 業務の継続等

(1) 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。

(2) 県は、必要に応じ、国が行う各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認作業に協力する。

2 電気及びガス並びに水の安定供給

県内発生早期の記載を参照

3 運送・通信・郵便の確保

県内発生早期の記載を参照

4 サービス提供水準に係る県民への呼びかけ

県は、国が行う事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に協力し、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下することに理解を求める。

5 緊急物資の運送等

県内発生早期の記載を参照

6 物資の収用・保管

(1) 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。

(2) 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、事業者に対し特定物資の保管を命じる。（関係部局）

7 生活関連物資等の価格の安定等

(1) 県及び市町村は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

(2) 県及び市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(3) 県及び市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

8 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県は、国の要請を受けて市町村が行う在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等の実施について、市町村を支援する。

9 犯罪の予防・取締り

県内発生早期の記載を参照。

10 埋葬・火葬の特例等

(1) 県は、国の要請を受け、市町村を通じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。

- (2) 県は、国の要請を受け、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。
- (3) 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。
- (4) 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する

(出典：愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画)

5. 小康期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態 ・大流行は一旦終息している状況
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・町民生活及び社会機能の回復を図り、流行の第二波に備えます。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図ります。 ・第一波の終息及び第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供します。 ・情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ・第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

(1) 実施体制

～対策本部等の設置～

① 県対策本部が廃止された場合の対応

町は、県対策本部が廃止された場合は、町内の感染・被害状況を勘案した上で、対策本部を廃止します。(健康推進課)

～基本的対処方針と情報共有～

② 実施体制の緩和及び解除

町は、国が定める小康期の基本的対処方針に基づき、対策の緩和又は解除を行います。(健康推進課)

(2) サーベイランス・情報収集

～国内外の情報収集～

① 流行の再燃の早期発見

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び県対策本部、江南保健所等からの県内の発生情報の推移を見守り、流行の再燃の早期発見に努めます。(健康推進課)

～学校等・医療機関での感染状況の把握～

② 流行再燃の早期発見のための学校等での発生状況の把握

町は、流行の再燃を早期に探知するため、小中学校、高等学校、保育園、幼稚園、介護保険施設等及び福祉施設におけるインフルエンザ患者(疑われる患者を含む。)の集団発生の把握を強化します。(学校教育課、福祉課、子ども課、長寿介護課)

(3) 情報提供・共有

～町民等への感染対策情報の提供～

① 流行の終息及び再燃への注意を周知

町は、ホームページ等で、国内、県内及び町内の発生状況、流行が終息に向かっていること、引き続き、流行の再燃に備えて十分に注意する必要があること等を周知します。(秘書企画課、健康推進課)

～新型インフルエンザ等相談窓口～

② 新型インフルエンザ等相談窓口での健康相談の継続

町は、新型インフルエンザ等相談窓口において、継続的に健康相談と不安の緩和を行います。

また、国から新型インフルエンザ等相談窓口体制の縮小の要請があった場合は、相談窓口を縮小します。(健康推進課)

③ 新型インフルエンザ等相談窓口での実施方法の評価

町は、新型インフルエンザ等相談窓口に寄せられた問い合わせや関連情報を取りまとめ、情報提供の方法を評価し、見直しを行います。(健康推進課)

(4) 予防・まん延防止

～物資等の備蓄～

① 流行の再燃に備えたまん延防止対策物品等の補充

町は、流行の再燃に備え、まん延防止対策物品等(マスク、ゴーグル、手袋、感染防護服、手指消毒液、医薬品等)の備蓄の見直しを行います。また、補充します。(健康推進課)

～学校・保育園等の臨時休業～

② 学校等の再開準備

町及び小中学校は、県の要請期間の満了又は感染の状況により、小中

学校及び保育園等の再開準備を行います。(学校教育課、子ども課)

～施設の利用制限～

③ 公共施設の再開準備

町は、県の要請期間の満了又は感染の状況により、町の公共施設の再開準備を行います。(公共施設管理所管課、町指定管理者)

～集会・不要不急の外出の自粛～

④ 集会及び不要不急の外出の自粛解除の周知

町は、県の要請期間の満了又は感染状況により、町民等に対し、不特定多数の町民が集まる集会及び不要不急の外出を自粛する必要がなくなったことを周知します。(健康推進課)

～集客を伴う事業活動の自粛～

⑤ 集客を伴う事業活動の自粛解除の周知

町は、県の要請期間の満了又は感染状況により、集客施設等の事業活動を自粛する必要がなくなったことを周知します。(都市政策課)

～予防接種～

⑥ 住民接種の実施

町は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がなされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を推進します。

また、緊急事態宣言がされている場合においては、国及び県と連携し、特措法第46条の規定に基づく町民に対する予防接種を実施します。(健康推進課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

緊急事態宣言がされている場合には、必要に応じ、市町村は、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進める。

(出典:愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画)

(5) 医療

～医療機関及び利用者への情報提供～

① 通常の医療体制による受診

町は、県の指示により、通常の医療体制による医療機関受診方法に移行したことを町民に周知します。(健康推進課)

(6) 町民生活及び社会機能の安定の確保

～要援護者への生活支援～

① 要援護者への生活支援等の継続

町は、ひとり暮らし高齢者、障害者世帯、妊産婦、乳幼児及び新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者への生活・健康状態の見守り等の生活支援を引き続き実施します。(長寿介護課、健康推進課、福祉課)

～行政機能の業務継続～

① 町業務継続計画の見直し

町は、行政機能を維持するために実施した一部業務の縮小等の結果を評価するとともに、必要に応じて町業務継続計画の見直しを行います。
(防災安全課)

② 行政機能の平常時体制への移行

町は、町職員の勤務体制及び業務を調整し、順次、平常時の行政機能体制に移行する。(秘書企画課)

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

1 業務の再開

(1) 国が行う事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。

(2) 指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。

2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

県、市町村、指定(地方)公共機関は、国と連携し、県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。

(出典:愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画)

1 用語解説

※アイウエオ順

- ・ インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

- ・ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥のこと。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

- ・ 感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院のこと。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院のこと。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局のこと。

- ・ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来のこと。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

- ・ 帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センターの

こと。

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤のこと。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

- ・ サーベイランス

見張り、監視制度という意味をいう。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

- ・ 死亡率

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数のこと。

- ・ 住民接種

特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町民に対して行う臨時の予防接種のこと。

- ・ 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的流行（パンデミック）となるおそれがある。

- ・ 新型インフルエンザにおける警戒フェーズ

新型インフルエンザウイルスの世界的な流行を4段階で表したもの

- (1) パンデミックとパンデミックの間の時期

新型インフルエンザによるパンデミックとパンデミックの間の段階

- (2) 警戒期

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が確認できた段階

- (3) パンデミック期

新しい亜型のインフルエンザの人への感染が世界的に拡大した段階

- (4) 移行期

世界的なリスクが下がり、世界的な対応の段階的な縮小や国ごとの対策の縮小等

が起こりうる段階

- ・ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

- ・ 致命率

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合のこと。

- ・ 特定接種

特措法第28条に基づき、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けている者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる者に行う臨時の予防接種のこと。

- ・ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

- ・ 二次医療圏

第一次医療機関の後方病院として、入院又は緊急手術を要する患者の医療を担当する医療圏のこと。厚生労働省が、医療法に基づき、地理的なつながりや交通事情などを考慮して、愛知県内を15ブロックに分けている。

- ・ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者のこと。感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当する。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

- ・ パンデミック

感染症の世界的大流行のこと。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

- ・ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこ

れと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチンのこと。

- 病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（人など）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを統合した表現である。

- プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチンのこと。現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造している。

2 新型インフルエンザ等対策に係る関係法令（抜粋）

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型インフルエンザ等 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。
- (2) 新型インフルエンザ等対策 第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置 第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- (4) 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
 - ア 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関
 - イ 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関
 - ウ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関
 - エ 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
- (5) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。
- (6) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第

1 項に規定する医薬品をいう。以下同じ。)又は医療機器(同条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。)の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

(7) 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち、前号の政令で定めるもの以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第3条 国は、新型インフルエンザ等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型インフルエンザ等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

6 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

第4条 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、新型インフルエンザ等対策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 第28条第1項第1号に規定する登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第5条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

(市町村行動計画)

第8条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
 - (2) 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - ア 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - イ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ウ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
 - (3) 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
 - (4) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かななければならない。
- 4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 7 第6条第5項及び前条第7項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第3項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

(物資及び資材の備蓄等)

第10条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関(第12条及び第51条において「指定行政機関の長等」という。)は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又は新型インフルエンザ等対策の実施に必要なその管理に属する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

(訓練)

第12条 指定行政機関の長等は、政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画又は業務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型インフルエンザ等対策についての訓練を行うよう努めなければならない。この場合においては、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。

2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

3 指定行政機関の長等は、第1項の訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。

(知識の普及等)

第13条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

(基本的対処方針)

第18条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針(以下「基本的対処方針」という。)を定めるものとする。

2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の発生の状況に関する事実
- (2) 当該新型インフルエンザ等への対処に関する全般的な方針
- (3) 新型インフルエンザ等対策の実施に関する重要事項

- 3 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めたときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
- 4 政府対策本部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。
- 5 前2項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。

(都道府県対策本部長の権限)

- 第24条 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該都道府県及び関係市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、関係市町村の長その他の執行機関（第33条第2項において「関係市町村長等」という。）又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、当該関係市町村又は関係指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関して都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。
 - 3 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、当該連絡を要する事項を所管する指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。
 - 4 都道府県対策本部長は、特に必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請することができる。この場合において、政府対策本部長は、必要があると認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
 - 5 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、政府対策本部長に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な情報の提供を求めることができる。
 - 6 都道府県対策本部長は、第1項の総合調整を行うため必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、それぞれ当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
 - 7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

- 8 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、これらの所掌事務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な要請をすることができる。
- 9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

(特定接種)

第28条 政府対策本部長は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、次に掲げる措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（第3項及び第4項において「登録事業者」という。）のこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）並びに新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員に対し、臨時に予防接種を行うこと。
- (2) 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員に対し、臨時に予防接種を行うよう、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村の長に指示すること。
- 2 前項の規定による指示をする場合には、政府対策本部長は、予防接種の期間を指定するものとする。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の規定による指示に基づき行う予防接種（以下この条及び第31条において「特定接種」という。）及び同項第1号の登録の実施に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は登録事業者その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。
- 4 厚生労働大臣は、特定接種及び第1項第1号の登録の円滑な実施のため必要があると認めるときは、登録事業者、都道府県知事、市町村長及び各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）に対して、労務又は施設の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた登録事業者、都道府県知事及び市町村長は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 5 厚生労働大臣が行う特定接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第12条第2項、第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第7条及び第8条中「市町村長又は都道府県知事」とあり、並びに同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「厚生労働大臣」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居

住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「国」とする。

6 都道府県知事が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項、第18条及び第19条第1項中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあり、及び同条第2項中「市町村」とあるのは「都道府県」とする。

7 市町村長が行う特定接種は、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種とみなして、同法（第26条及び第27条を除く。）の規定を適用する。この場合において、同法第15条第1項中「当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等」とあるのは「その行う臨時の予防接種」と、「当該定期の予防接種等」とあるのは「当該予防接種」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

（医療等の実施の要請等）

第31条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。

2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

3 医療関係者が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第62条第2項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があると認めるときに限り、当該医療関係者に対し、患者等に対する医療等を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前3項の規定により医療関係者に患者等に対する医療等を行うことを要請し、又は患者等に対する医療等を行うべきことを指示するときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう必要

な措置を講じなければならない。

- 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第2項又は第3項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態の概要

- 2 前項第1号に掲げる期間は、2年を超えてはならない。

- 3 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第1項第1号に掲げる期間を延長し、又は同項第2号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をし、及びこれを国会に報告するものとする。

- 4 前項の規定により延長する期間は、1年を超えてはならない。

- 5 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。

- 6 政府対策本部長は、第1項又は第3項の公示をしたときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる事項として当該公示の後に必要とされる新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めなければならない。

(市町村対策本部の設置及び所掌事務)

第34条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。

- 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

(感染を防止するための協力要請等)

第45条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。

- 2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。
- 3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。
- 4 特定都道府県知事は、第2項の規定による要請又は前項の規定による指示をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

(住民に対する予防接種)

第46条 政府対策本部は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更し、第18条第2項第3号に掲げる重要事項として、予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めるものとする。

- 2 前項の規定により予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者を定めるに当たっては、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮するものとする。
- 3 第1項の規定により基本的対処方針において予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の対象者及び期間が定められた場合における同法の規定の適用については、同項

中「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、「行い、又は市町村長に行うよう指示する」とあるのは「行う」と、同条第2項中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事を通じ市町村長」と、同法第25条第1項中「市町村（第6条第1項の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）」とあるのは「市町村」とする。

- 4 前項に規定する場合においては、予防接種法第26条及び第27条の規定は、適用しない。
- 5 市町村長は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種の円滑な実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び都道府県知事に対して、物資の確保その他の必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた指定行政機関の長及び都道府県知事は、正当な理由がない限り、協力を拒んではならない。
- 6 第31条第2項から第5項までの規定は、第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の規定による予防接種について準用する。この場合において、第31条第2項から第4項までの規定中「厚生労働大臣及び都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(医療等の確保)

第47条 病院その他の医療機関又は医薬品等製造販売業者（薬事法第12条第1項の医薬品又は医療機器の製造販売業の許可を受けた者をいう。）、医薬品等製造業者（同法第13条第1項の医薬品又は医療機器の製造業の許可を受けた者をいう。）若しくは医薬品等販売業者（同法第24条第1項の医薬品の販売業又は同法第39条第1項の高度管理医療機器等（同項に規定する高度管理医療機器等をいう。）の販売業の許可を受けた者をいう。第54条第2項において同じ。）である指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等緊急事態において、それぞれその業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造若しくは販売を確保するため必要な措置を講じなければならない。

(臨時の医療施設等)

- 第48条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内において病院その他の医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認めるときは、その都道府県行動計画で定めるところにより、患者等に対する医療の提供を行うための施設（第4項において「医療施設」という。）であって特定都道府県知事が臨時に開設するもの（以下この条及び次条において「臨時の医療施設」という。）において医療を提供しなければならない。
- 2 特定都道府県知事は、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、前項の措置の実施に関する事務の一部を特定市町村長が行うこととすることができる。
 - 3 消防法（昭和23年法律第186号）第17条第1項及び第2項の規定は、臨時の医療

施設については、適用しない。この場合において、特定都道府県知事は、同法に準拠して、臨時の医療施設についての消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他当該臨時の医療施設における災害を防止し、及び公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

- 4 建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項の規定は、特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築について準用する。この場合において、建築基準法第85条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と、景観法第77条第1項中「非常災害があつた」とあるのは「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた」と、「その発生した区域又はこれに隣接する区域で市町村長が指定するものの」とあるのは「同項第2号に掲げる区域」と、「その災害が発生した日」とあるのは「当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた日」と読み替えるものとする。
- 5 医療法（昭和23年法律第205号）第4章の規定は、臨時の医療施設については、適用しない。
- 6 特定都道府県の区域内において病院を開設した者又は医療法第7条第1項に規定する臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師でない者で特定都道府県の区域内において診療所を開設したものが、新型インフルエンザ等緊急事態における医療の提供を行うことを目的として、病床数その他同条第2項の厚生労働省令で定める事項を変更しようとする場合については、当該医療の提供を行う期間（6月以内の期間に限る。）に限り、同項の規定は、適用しない。
- 7 前項の場合において、同項に規定する者は、当該医療の提供を開始した日から起算して十日以内に、当該病院又は診療所の所在地の特定都道府県知事（診療所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長）に当該変更の内容を届け出なければならない。

（土地等の使用）

第49条 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に当たり、臨時の医療施設を開設するため、土地、家屋又は物資（以下この条及び第72条第1項において「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、当該土地等を使用することができる。

- 2 前項の場合において土地等の所有者若しくは占有者が正当な理由がないのに同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同項の同意を求めることができないときは、特定都道府県知事は、臨時の医療施設を開設するため特に必要があると認めるときに限り、同項の規定にかかわらず、同意を得ないで、当該土地等を使用することができる。

(緊急物資の運送等)

第54条 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資並びに運送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材（第3項において「緊急物資」という。）の運送を要請することができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関に対し、特定都道府県知事にあつては医薬品等販売業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、配送すべき医薬品又は医療機器並びに配送すべき場所及び期日を示して、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。
- 3 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前2項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送又は医薬品若しくは医療機器の配送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前2項の事項を書面で示さなければならない。

(物資の売渡しの要請等)

第55条 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であつて生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。

- 2 特定物資の所有者が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため特に必要があ

ると認めるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

- 3 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、当該特定物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者に対し、その取り扱う特定物資の保管を命ずることができる。
- 4 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、特定都道府県知事の行う新型インフルエンザ等緊急事態措置を支援するため緊急の必要があると認めるとき、又は特定都道府県知事から要請があったときは、自ら前3項の規定による措置を行うことができる。

(生活関連物資等の価格の安定等)

第59条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画、都道府県行動計画又は市町村行動計画で定めるところにより、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じなければならない。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年4月12日政令第122号)

(使用の制限等の要請の対象となる施設)

第11条 法第45条第2項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第3号から第13号までに掲げる施設にあつては、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるものに限る。

- (1) 学校(第3号に掲げるものを除く。)
- (2) 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程を除く。)、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- (4) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (5) 集会場又は公会堂
- (6) 展示場
- (7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定める

ものの売場を除く。)

(8) ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）

(9) 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場

(10) 博物館、美術館又は図書館

(11) キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

(12) 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗

(13) 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

(14) 第3号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第45条第2項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 厚生労働大臣は、前項第14号に掲げる施設を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

○予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）

（臨時に行う予防接種）

第6条 都道府県知事は、A類疾病及びB類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、臨時に予防接種を行い、又は市町村長に行うよう指示することができる。

2 厚生労働大臣は、前項に規定する疾病のまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、同項の予防接種を都道府県知事に行うよう指示することができる。

3 厚生労働大臣は、B類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもののまん延予防上緊急の必要があると認めるときは、その対象者及びその期日又は期間を指定して、政令の定めるところにより、都道府県知事を通じて市町村長に対し、臨時に予防接種を行うよう指示することができる。この場合において、都道府県知事は、当該都道府県の区域内で円滑に当該予防接種が行われるよう、当該市町村長に対し、必要な協力をするものとする。

○扶桑町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年6月24日条例第12号）

（組織）

第2条 扶桑町新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 扶桑町新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を

助け、対策本部の事務を整理する。

- 3 扶桑町新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。